

第4次城陽市男女共同参画計画の改定について

1. 改定の趣旨

本市では、男女が互いに、その人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することのできる「男女共同参画社会」を実現するため、様々な取組を行っております。

平成17年に、「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を制定し、本条例に基づく拠点施設である「男女共同参画支援センターばれっとJOYO」を平成18年4月に開設、具体施策の行動指針として策定した「城陽市男女共同参画計画（さんさんプラン）」に基づき、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

現在の「第4次城陽市男女共同参画計画」は、令和3年度から令和12年度までの10年を計画期間とし、策定から5年後に必要な見直しを行うこととしているため、令和7年度に改定を行うものです。

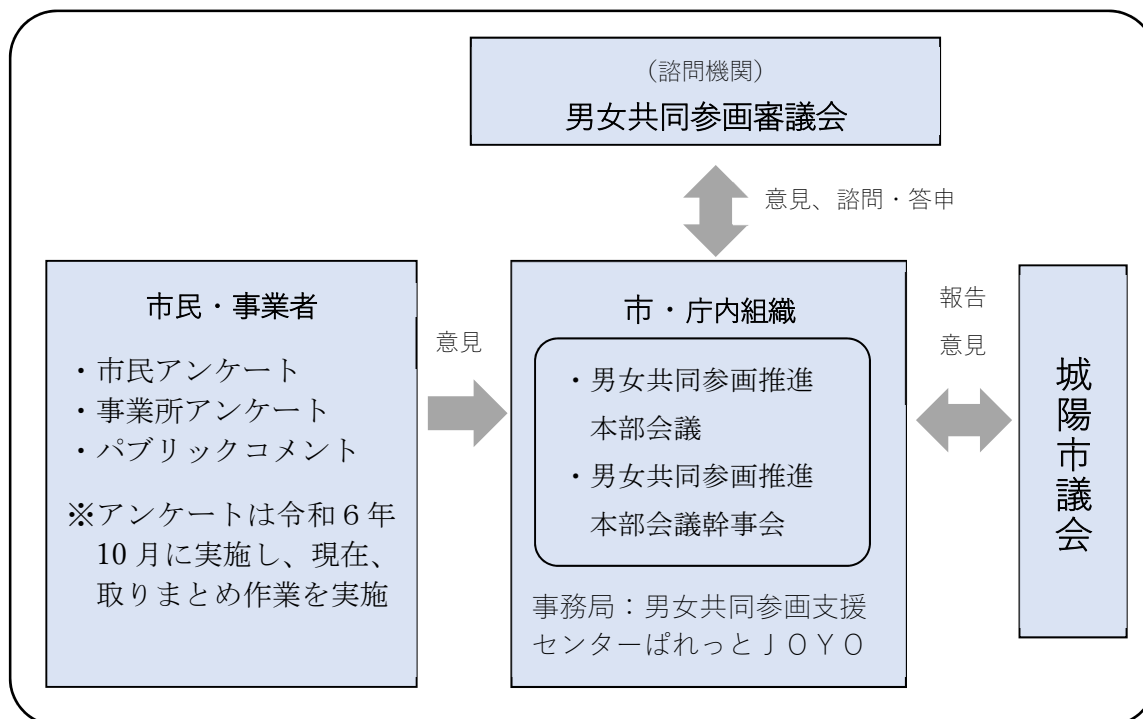
2. 位置づけ

本計画は、「城陽市男女共同参画を進めるための条例第9条第1項」に基づくものであり、「城陽市総合計画」、「山背五里五里のまち創生総合戦略」と連携した計画として位置づけています。また、「女性活躍推進法」及び「DV防止法」に基づく基本計画を包含するものであり、加えて今回は、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項」に定める基本計画を包含して改定を行います。

3. 改定体制

男女共同参画審議会に諮問するとともに、アンケートやパブリックコメントを通して、市民、事業者などからのご意見をいただき改定を進めます。

<イメージ図>



4. 改定スケジュール

令和6年度	10月	市民・事業所アンケート ※実施済み
	2月	市議会への報告(改定の趣旨、スケジュール等)
令和7年度	4月～5月	現行計画の成果と課題の分析
	6月～7月	原案の作成
	8月～2月	男女共同参画審議会への諮問・審議・答申
	12月	市議会への報告(アンケート結果と原案の報告)
	12月～1月	原案に対するパブリックコメントの実施
	2月～3月	市議会への報告(パブリックコメント結果と計画(案)の報告)
	3月	計画改定